

柔道整復師卒後臨床研修施設認定要件の一部変更について

- ※ 「事業内容 8. 柔道整復師卒後臨床研修(20年度)ご案内 (1)柔道整復師卒後臨床研修要領」で既に掲載されております「臨床研修施設の認定要件」が、先般の制度委員会において、下記のとおり一部変更されました。
- なお、変更部分には下線を付しております。
- また、詳細につきましては財団卒後臨床研修担当係までお問合せください。

記

10. 臨床研修施設の認定要件

臨床研修施設は柔道整復施術所及び医療機関とする。

(1)柔道整復施術所

【認定の要件】

- ① イ 柔道整復師が開設者であり、開設後3年以上の開業経験があること。
ロ ただし、開設者が資格を有していない場合にあつては、当該施設において指導柔道整復師(施術管理者)としての管理経験が3年以上であることを確認のうえ認定する。
- ハ 複数の柔道整復施術所を開設している場合は、①のロの要件を確認のうえ認定する。
- ② 養成施設附属柔道整復施術所にあつては、経過年数を問わない。
- ③ 平成18年3月以降の免許取得者が、開設者となる場合は、本財団の主催する卒後臨床研修の修了者であること。
- ④ 開設者は、人格、見識に優れかつ、骨折・脱臼などの施術並びに柔道整復師に与えられた業務全般にわたって十分な指導能力及び評価能力を有する指導者であること。

(2)医療機関

医療機関にあつては、財団に柔道整復師卒後臨床研修施設届(様式9:21頁)の届出をもって卒後臨床研修施設とする。

以上